



◆浄化槽設置補助制度のご案内◆
(令和8年4月1日から)

◆補助対象

公共下水道事業供用開始区域及び事業計画区域並びに農業集落排水事業供用開始区域及び採択区域を除く市内全域の専用住宅または店舗併用住宅（延べ床面積の2分の1以上を住居の用に供にする建物）に処理対象人員10人以下の合併浄化槽を新たに設置または単独浄化槽・し尿くみ取り槽等から設置替える者。

◆補助条件

1. 既存合併浄化槽を更新する場合は補助対象外とする。
2. 浄化槽の設置に関して、国、地方公共団体等から同様の給付を受けていないこと。
3. 補助金の交付決定を受ける前に浄化槽の設置工事を着手しないこと。
4. 市内に住所を有している方。または、市外に在住している方で、実績報告書提出時までには浄化槽を設置する住宅へ住民票を異動する方。
5. 世帯全員が市税等を完納していること。
市税完納の確認は下水道課で行いますので、完納証明書は必要ありません。
6. **令和9年3月末までに完了検査が実施できる工期**であること。
7. 設置完了後、定期的な保守管理と清掃を行い、法定検査「11条検査」を毎年受検すること。

◆処理水の放流について

市道・認定外道路の側溝もしくは水路等の占用については建設課管理係にお問い合わせください。
国・県道の側溝の占用については真岡土木事務所管理課にお問い合わせください。

◆補助金額 【本体設置費（85基）うち撤去・配管工事費込み（40基）】

○浄化槽本体設置費

- 5人槽 332,000円 住宅の延べ床面積130平方メートル以下
7人槽 414,000円 住宅の延べ床面積130平方メートルを超える
10人槽 548,000円 浴室および台所がそれぞれ2箇所以上ある二世帯住宅等

○単独浄化槽またはくみ取り槽から合併浄化槽に設置替える場合（建て替え等に伴う場合を除く）

※令和8年度より上限金額が変更（増額）となりました。

単独浄化槽撤去費（完全撤去）

上限150,000円以内 同一敷地内設置で撤去が必要な場合のみ
くみ取り槽撤去費（完全撤去）

上限120,000円以内 同一敷地内設置で撤去が必要な場合のみ
単独浄化槽・くみ取り槽の設置替えに伴う宅内配管工事費

上限330,000円以内 流入出管・桝・宅内排水処理装置を含む

※真岡市として特定の業者に工事や営業活動を委託することはありませんので、ご注意ください。



真岡市 上下水道部 下水道課 業務係
真岡市荒町5191番地 本庁舎2階
TEL:0285-83-8160 FAX:0285-83-8392
mail:gesuidou@city.moka.lg.jp